

船舶事故等調査報告書

平成23年4月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010門第186号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成22年11月28日 18時45分ごろ	
発生場所	長崎県対馬市郷埼西方沖 郷埼灯台から真方位280° 14.4海里付近 (概位 北緯34° 22.1′ 東経128° 55.6′)	
事故等調査の経過	平成22年11月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 ^{こんびら} 金比羅丸、19トン NS2-10445（漁船登録番号）、個人所有 B 船名等不明	
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 不明	
死傷者等	A なし B 不明	
損傷	A 船首部損傷、錨索切断 B 不明	
事故等の経過	A船は、船長ほか2人が乗り組み、郷埼西方沖において、アナゴ籠の揚収に備え、停泊灯の代わりに赤色と黄色の回転灯を2個点灯し、操舵室に見張りを置かず3人とも就寝して北寄りに船首を向けて錨泊中、平成22年11月28日18時45分ごろ、A船の船首部と航行中のB船とが衝突した。 衝突後、A船は、自力で対馬市小綱漁港に帰港し、B船は、止まることなく北方に向けて航行していった。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風速 約7～8m/s、視界 良好 海象：波高 約1.5m	
その他の事項	A船の周囲には、僚船約12～13隻が錨泊し、赤色、黄色又は青色の回転灯を点灯していた。 A船の錨は、錨鎖約2m、ワイヤーロープ約5m及び直径14mmのポリエチレンロープ約300mが付けられていた。 本事故発生場所付近の水深は、約120mで、日没時刻は、17時15分であった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、郷埼西方沖で錨泊中、航行中のB船と衝突したものと考えられる。 A船は、法定の灯火を表示せず、赤色と黄色の回転灯を表示していたものと考えられる。 船長A及び2人の乗組員は、就寝中であったこと

	<p>から、B船の接近に気付かなかったものと考えられる。</p> <p>B船は、A船と衝突した頃、衝突場所付近を航行していたものと考えられるが、B船を特定できなかったことから、B船が衝突に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、郷埼西方沖において、A船が錨泊中、B船が航行中、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>